

○農林水産省令第四十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）
第二十二条の規定に基づき、植物防疫法施行規則
の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月三十一日

農林水産大臣 玉沢徳一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。
第四十条を次のように改める。

(指定有害動植物)

第四十条 法第二十二條の農林水産大臣の指定する有害動物は、次のとおりとする。

一 いちご、きく、キヤベツ、きゆうり、さいも、すいか、だいこん、大豆、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、ばれいしよ及びほうれんそうのアブラムシ類

二 イネネズ、ゾウムシ

三 カキノヘタムシガ

四 かき、かんきつ、キウイフルーツ、なし、

びわ及びもものカメムシ類

五 カンシヤコバナナガカメムシ

六 大豆の吸蜜性カメムシ類

七 コナガ

八 コブノメイガ

九 すもも、なし、もも及びりんごのシンクイムシ類

十 セジロウンカ

十一 ツマグロヨコバイ

十二 トビイロウンカ

十三 ニカメイガ

十四 ハスモンヨトウ

十五 おうとう、かき、かんきつ、茶、なし、

もも及びりんごのハダニ類

十六 かき、かんきつ、茶、なし、ぶどう、もも及びりんごのハマキムシ類

十七 斑点米カメムシ類

十八 ヒメトビウンカ

2 法第二十二條の農林水産大臣の指定する有害植物は、次のとおりとする。

一 いちご、きゆうり、トマト、なす及びレタスのはいりるかび病菌

二 いねいもち病菌

三 いねもんがれ病菌

四 かんきつかいよう病菌

五 かんきつこくてん病菌

六 かんきつそつか病菌

七 きくしるさび病菌

八 キヤベツ及びレタスのきんかく病菌

九 キヤベツくるくされ病菌

十 きゆうり、なす及びピーマンのうどんこ病菌

十一 きゆうりべと病菌

十二 たまねぎ及びねぎのさび病菌

十三 茶たんそ病菌

十四 トマト及びばれいしよのえき病菌

十五 なしくろほし病菌

十六 なしくろはん病菌

十七 ぶどうべと病菌

十八 むぎあかかび病菌類

十九 むぎうどんこ病菌類

二十 ももせんこうさいきん病菌

二十一 りんごはんでんらくよう病菌

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。